

児童養護施設における被虐待児への心理的ケアに関する研究（2）

田中 陽子 *長友 真実 前田 直樹 栗山 和広 高山 巍

Mental health care for abused children in the orphanage

Yoko TANAKA, *Mami NAGATOMO, Naoki MAEDA, Kazuhiro KURIYAMA, Iwao TAKAYAMA

Abstract

Mental health care for abused children in orphanages has developed in the fields of social welfare and clinical psychology. The purpose of this study is to investigate children's behavioural traits in orphanages and to examine the support and information exchange amongst the staff. The subjects were 74 school children living in orphanages. The Social Maturity Scale and Pupil Rating Scale were utilised to assess children's ability to perform common activities of daily life. Findings show that abused children have a lower level of ability to perform daily activities, less calmness and fewer interpersonal skills than healthy children. Therefore it is clear that both a psychological approach and actual training for daily living are indispensable in terms of the support for abused children. In order to provide this support it is necessary to employ children's profiles and life records more effectively, and to adopt an active psycho-educational approach.

Key words : orphanage, child abuse, psychological test, psychological support.

キーワード：児童養護施設、児童虐待、心理検査、心理的援助

2006. 1.24 受理

はじめに

児童相談所で扱った児童虐待件数の増加は一時期より緩やかになったとは言え、平成15年度には26,000件を超えた。最近は児童虐待の対応について、児童相談所だけではなく、市町村がかかわるなど多様化を始めたことを踏まえると、児童虐待の件数の増加の勢いは決して止まってはいない。そして、被虐待児の措置先の主なものは児童養護施設である。その児童養護施設は時代のニーズに応え、役割を変えながら子どもを養護してきた。平成16年度の宮崎県で行なわれた調査では、今や児童養護施設で生活をしている児童のうち、被虐待児は過半数を超えた¹⁾。このように、現在では、被虐待児のケアなど従来の養護の役割だけではなく、治療的な役割も担わなければならなくなっている。そのような状況に対する

一つの対応策として、厚生労働省は1999年から心理療法担当職員（以下心理職）を配置した。その後、施設における被虐待児への対応については、福祉・心理の双方から研究が進んでいるが、まだまだ模索している段階である。

被虐待児のケアを考える際、まず、被虐待児の日常生活の中の行動特徴を明確に把握しなければならない。西澤²⁾によれば、児童養護施設にいる子どもたちの日常生活における問題行動について、逸脱行動化傾向、暴力行動化傾向、生活意欲の喪失、親密な人間関係の障害、自己中心的傾向、身体症状化傾向、偽成熟傾向の7つの行動尺度が得られたと言う。暴力についてはトラウマの再現傾向ともとらえられるだろう。またA D H Dと酷似した行動傾向が生じることもある。

田中ら³⁾は、児童養護施設の現状、被虐待児の特徴、

また児童養護施設で行なわれている心理療法についての研究の動向を示した。被虐待児の対応については特別な配慮や方法が必要であると考えられるが、それについての研究は始められたばかりである。

本研究では、児童養護施設入所児童の日常生活の中での特徴を明らかにし、被虐待児へのよりよい対応や児童養護施設の職員との子どもに関する情報の共有のあり方を考察する。

I. 調査研究

1. 調査の目的

本研究では、児童養護施設に入所する被虐待児の特徴の把握と、その対応のためのケアモデル構築を目的に、以下のような調査を実施した。

2. 調査の概要

(1) 調査の実施

2005年9月下旬から10月下旬にかけて、A県にある2つの児童養護施設において、留め置き法で行った。いずれの児童養護施設も、大きな建物に児童と一緒に居住し、共同の生活空間、設備、プログラムのもとに生活する大舎制をとっている。

(2) 対象者

幼児を含めた入所児童74名を対象とし、児童の日常生活をよく知る担当職員が回答した。

(3) 調査項目

調査票は、下記のような質問項目から構成されていた。

1) S-M社会生活能力検査

現在身についている実生活の処理能力の程度を把握するために、社会生活能力の獲得状態を調べるS-M社会生活能力検査⁴⁾を使用した。

この質問紙は、1歳から中学生程度までの社会生活に必要な6領域の能力について尋ねた項目について、子どもの日常生活をよく知る大人に評価を求める形で測定される。ここで言う「社会生活能力」とは、「児童が自分自身の生活を処理し、やがて成人として独立に至るいろいろな活動に参加する能力の発達」と定義されており、およそ義務教育を終える13歳までに身につくものと考えられている。社会生活能力は知能の働きを必要とする側面もあるが、

子どもが社会の中で学習の機会が与えられないと身につけることが難しい能力である。そのため、知的に障害が見られる場合、生活年齢や知能指数（IQ）が同程度であっても、社会性能力には大きな個人差が認められている。なお、この質問紙の開発には、知的に障害をもたない子どもの社会生活能力の獲得の状態を知り、指導に役立てることも目的の1つとされている。

質問紙の構成は、それぞれの発達段階の社会生活能力を代表する130の生活行動項目からなり、発達順に沿って配列されている。

生活行動項目は、以下の6領域から構成されている。
 ①身辺自立（Self-Help）：衣服の着脱、食事、排泄などの身辺自立の能力、
 ②移動（Locomotion）：自分の行きたいところへ移動する生活行動能力、
 ③作業（Occupation）：道具の扱いなどの作業遂行に関する生活能力、
 ④意志交換（Communication）：ことばや文字などによるコミュニケーション能力、
 ⑤集団参加（Socialization）：社会生活への参加の具合を示す生活行動能力、
 ⑥自己統制（Self-Direction）：自己の行動に責任を持って目的に方向付ける能力。この6領域から、社会生活能力面での子どもの特徴をとらえることができる。また、領域別の社会生活年齢（SA）と社会生活指数（SQ）が換算される。

なお、本研究では、高校生も対象者に含み、現状を把握することとした。

2) P R S (The Pupil Rating Scale Revised)

P R S⁵⁾は、本来、能力的には健常児の範疇に入り、情緒的な適応の問題を持たないが認知能力に偏りを持つ学習就学児を学級担任がスクリーニングする際に使用されるものである。この質問紙は、5歳から15歳までを適用年齢とする。本研究では、スククリーニングのためなく、被虐待児の中には虐待の後遺症として学習障害児に似た言語性・非言語性の能力の偏りを示す子どもがいることから、小学生から高校生までを対象とした。なお、質問文にある「学級」を「施設」と読み替え、施設での様子を回答するよう求めた。

質問紙の構成は、以下の5領域から成る。
 ①聴覚的理解と記憶：単語の意味を理解する能力（聴1）、指示に従う能力（聴2）、施設での話し合いを理解する能力（聴3）、情報を記憶する能力（聴4）、
 ②話しことば：ことばの数（こ1）、文法、ことばを思い出す能力（こ2）、経験を話す能力（こ3）、考

えを表現する能力（こ4）、③オリエンテーション（見当識）：時間の判断（オ1）、土地感覚（方向感覚）（オ2）、関係の判断（大一小、遠一近）（オ3）、位置感覚（オ4）、④運動能力：一般的な運動（運1）、平衡感覚（運2）、手先の器用さ（運3）、⑤社会的行動：協調性（社1）、注意（社2）、手はずを整える能力（社4）、新しい状況に対応する能力（社5）、社会からの受け入れ（社6）、責任感（社7）、課題を理解し処理する能力（社8）、心遣い（社9）。同年代相応にできる場合を3点とし、5段階評定で回答を求めている。

3) その他

基本的項目として、年齢、性別、学年、入所年月日、入所期間について尋ねた。

（4）対象者の基本的属性

対象者の年齢は1歳6ヶ月から18歳6ヶ月（M=10歳3ヶ月、SD=55.24）であった。対象者を幼児、小学校低学年（1年～3年生）、小学校高学年（4年～6年生）、中学生、高校生に分けると小学校高学年と高校生が多い（図1）。性別は、男子児童が約3分の2を占める（図2）。また、家庭での生活期間は0ヶ月から15年10ヶ月に渡り、その平均年数は5年10ヶ月（SD=48.05）であった。

年度当初に心理療法の対象者として施設職員から選ばれていた児童20名を被虐待群（男子13名、女子7名）とした。被虐待群の半数を小学生が占めている。被虐待群の性別およびその構成については図3に示す。被虐待群の家庭での生活期間は、0ヶ月から14年4ヶ月に渡り、その平均は6年2ヶ月であった。

3. 結果

（1）全体的傾向

1) 社会生活能力検査のプロフィール

児童養護施設に入所している子ども全体について

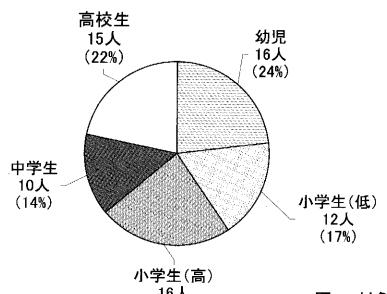


図1 対象者の学年構成

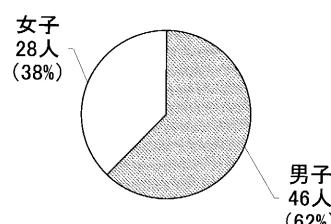


図2 対象者の性別

て、現在身につけている実生活の処理能力の程度を示す社会生活指数（S Q）を算出した結果、S Qの平均は92.08であった。また、各領域の社会生活指数を算出したところ（図4）、すべての学年において、コミュニケーション能力が低い傾向にあった。

幼児のS Qの平均は102.44であった。領域別にみると、コミュニケーションを除くすべての領域において100前後の指数を示した。小学生低学年のS Qの平均は94.76であった。領域別にみると、ほとんどの領域において90台後半の指数を示し、ばらつきはみられなかった。一方、小学校高学年になるとS Qの平均は90.2になり、移動（たとえば、「かなり遠いところでも自転車で帰ってこられる」）においてやや低い指数を示した。

中学生では、S Qの平均が83.90とさらに低下し、身辺自立、コミュニケーション、集団参加、自己統制においてやや低い指数を示した。

高校生では、S Qの平均は87.60で、身辺自立、コミュニケーション、集団参加においてやや低い値を示した。社会生活に必要な能力の獲得は生活年齢が上がるにつれて、やや低下する傾向にあった。

2) P R S のプロフィール

P R S についても同様に、各領域における平均得点を算出した（図5）。

その結果、小学校低学年では、友人関係の良好さを表す社会からの受け入れに関して、やや高い得点を示した。一方、話し言葉に関する、文法、ことばを思い出す力、経験や考えを話す能力は著しく低い得点を示した。社会的行動に関しては、手はずを整える力、注意力、責任感、人の気持ちに配慮する心遣いにおいて著しく低い得点を示した。また、新しい状況に適応する力、協調性はやや低かった。聴覚的理解と記憶に関しては、話し合いを理解する能力が著しく低く、また情報の記憶、指示に従う能力も低い傾向にあった。オリエンテーションに関しては、時間の判断、位置感覚が低い傾向を示した。

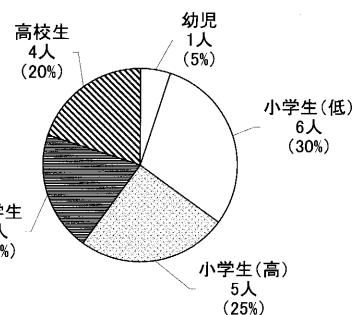


図3 被虐待児の学年構成

小学校高学年では、運動能力に関して、手先の器用さ、一般運動、バランスがやや高い傾向を示した。一方、話し言葉に関しては、考えを表現する能力が低く、経験を話す能力がやや低い傾向にあった。オリエンテーションに関しては、時間の判断がやや低い得点を示した。社会的行動に関しては、新しい状況に適応する能力が低く、注意力、手はずを整える能力はやや低い傾向を示した。

中学生では、運動能力に関して、一般運動やバランスにおいて著しく高い得点を示し、手先の器用さもやや高い得点を示した。オリエンテーションに関しては、学習上の重要な一側面と考えられている関係の判断が著しく高い得点を示した。また、時間の判断や位置感覚もやや高い傾向を示した。聴覚的理解と記憶に関しては、指示に従う能力が高い得点を示した。一方、社会的行動に関する責任感や心遣いは著しく低い得点を示した。また、課題を理解し処理する能力、手はずを整える能力は低い得点を示した。聴覚的理解と記憶に関して、話し合いを理解する能力、話すことばに関して、言葉を思い出す能力、経験を話す能力はやや低い傾向を示した。

高校生では、指示に従う能力において高い得点を

示した。話すことばに関しては、言葉を思い出す能力、経験を表現する能力が低く、文法においてはやや低い傾向にあった。社会的行動に関しては、責任感、課題を処理する能力、心遣いにおいて低い得点を示した。

(2) 被虐待児の特性

次に、現在身につけている実生活の処理能力の程度(社会生活能力)と言語性・非言語性能力の発達について被虐待群と対照群とを比較するため、小学校低学年から高校生を対象に各領域の平均の差をt検定により検討した。その結果を表1、表2に示す。同表中、t検定の結果、有意であった項目には*を付した。

1) 社会生活能力検査

社会生活能力について平均の差が認められた領域は、身辺自立、自己統制、社会生活指数(SQ)で、いずれも被虐待群が有意に低い数値を示した。

学年別にみると、小学校低学年において、社会生活指数(SQ)が他の子どもたちと比べて有意に低いことを示した。また、小学校高学年では、移動能力、作業において有意に低い数値を示した。一方、中学生、高校生においては有意な差は認められなかった。

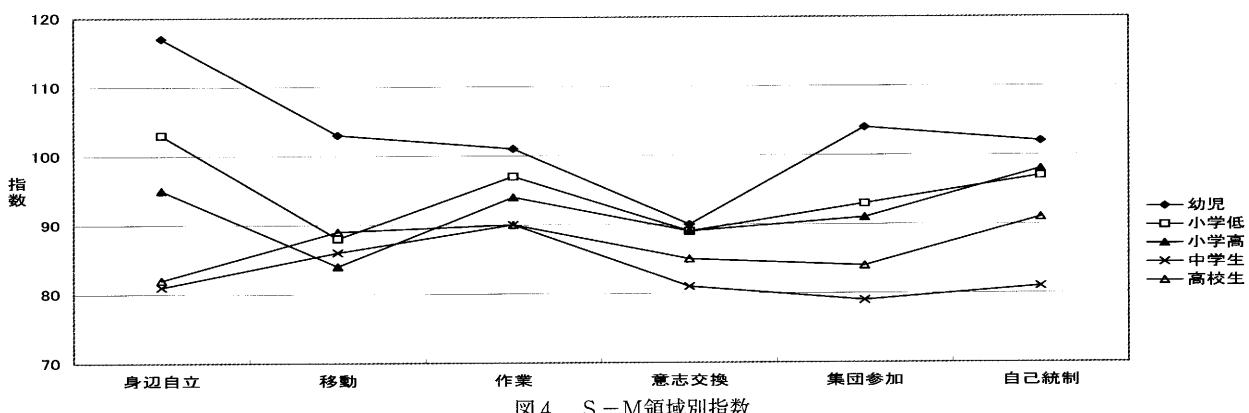


図4 S-M領域別指標

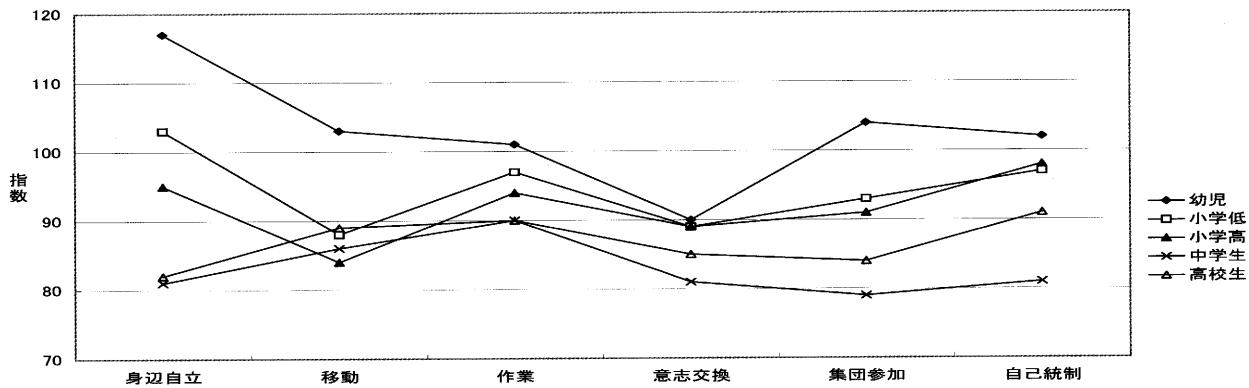


図5 学年別平均点によるP R Sプロフィール

2) P R S

P R S の各領域について平均の差が有意に認められたものは、指示に従う能力、協調性、注意力で、いずれも被虐待群が他の子どもたちと比べて有意に低い数値を示した。

学年別にみると、小学校低学年では、話し合いの理解と注意力において、また、小学校高学年では、情報を記憶する能力、時間の判断、協調性、注意力、課題の処理において、いずれも被虐待群は有意に低い数値を示した。一方、中学生、高校生においては有意な差は認められなかった。

4. 考察

本研究の目的は、児童養護施設に入所する被虐待児の対応のためのケアモデルを構築するために、虐待を受けた子どもの特徴を把握することにある。これまで、児童虐待が発達に及ぼす影響について検討されてきたが^{6) 7)} 本研究では、現在身につけている実生活の処理能力の程度と言語性・非言語性能力の発達に焦点を当て、S-M社会生活能力検査およびP R Sを実施した。なお、2ヶ所の児童養護施設のみの限定された結果であることを念頭に置きつつ考察したい。

(1) 被虐待児童の特性

全体的に、被虐待児童は他の児童と比べて、指示に従う能力、協調性、注意力が低いことが示された。特に、小学校の高学年において、注意力の散漫、課題を処理する能力の弱さ、聴覚的記憶の落ち込みがみられた。この結果は、奥山¹⁸⁾の不適切な養育（虐待）がもたらす行動

の問題として、刺激弁別能力と感情の自己調整能が低下するという報告と一致している。この問題に関して奥山⁸⁾は、虐待という環境の中では、常に安全感が持てずに臨戦態勢でいるために、自分にとって安全な刺激には反応せず、危険な刺激にだけ反応するということが育たず、どのような刺激にも反応する態勢をとるため、結果として、注意が次から次へ移ってしまう状態と解釈している。また、不適切な養育を受けた体験と行動障害に関する文献研究から、宮本ら⁹⁾は、被虐待体験と注意欠陥／多動性障害（A D H D）の間には密接な関連があることを指摘している。本研究では、刺激弁別能力の低下からくる注意の問題、落ち着きのなさや衝動性の高さという結果は、A D H Dの状態と類似したものといえる。

小学生（低学年・高学年）では、被虐待児は他の児童と比べて社会生活指数が低いことが明らかとなった。また、身辺自立や料理や家電製品などの道具の使用といった作業も苦手であることが明らかにされており、これらは、家庭において経験し、習得する機会が少なかったためと考えられる。また、指示に従うことが難しい聴覚の苦手な傾向であることから、指導の際には、わかりやすい言葉かけがより求められると思われる。

吉田ら⁶⁾は、児童虐待が言語発達領域に及ぼす影響に関する文献研究から、虐待を受けた子どもでは、ウェクスラー式知能検査（WISC-R）での言語性IQと総合IQの低さが虐待の重症度と相関がみられたこと、また、文法能力の低さや自己表現を行うための言葉の問題が対照群と比べてより多くみられたと述べている。加えて、虐待による過覚醒のために、結果的に視覚的覚醒度の亢進が生じ、特定の認知能力の偏りがみられるといった研究も報告されている。本研究の結果は、言語性

表1 S-M社会生活能力検査の領域別社会生活年齢の比較

Self-Help		Locomotion		occupation		Self-Dirrectior		SQ	
虐待		虐待		虐待		虐待		虐待	
あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
小学生(低)								81.00	##### **
小学生(高)		10.40	13.36 *	11.60	15.27 *				
中学生									
高校生									
全体会	27.26	28.64 *				11.95	14.36 *	81.52	91.87 *

表2 P B Sの領域別平均点の比較

表2-1 K-Sの横断別平均点の比較															
聴覚2		聴覚3		聴覚4		ことば1		オ1		社会1		社会2		社会7	
虐待	虐待	虐待	虐待	虐待	虐待	虐待	虐待	虐待	虐待	虐待	虐待	虐待	虐待	虐待	虐待
ありなし	ありなし	ありなし	ありなし	ありなし	ありなし	ありなし	ありなし	ありなし	ありなし	ありなし	ありなし	ありなし	ありなし	ありなし	ありなし
小学生(低)		1.83	2.55 *								1.83	2.73 **			
小学生(高)			2.40	3.18 *			2.20	3.18 **	2.20	3.55 **	2.40	3.36 *	2.40	3.18 *	
中学生															
高校生															
全体	2.74	3.21 *			2.37	2.69 *			2.52	3.15 **	2.36	2.92 *			

の出力（話し言葉）、入力（聞く）に関わる能力の低さを示しており、先行研究の結果と一致するものと考えられる。

（2）児童養護施設に入所している子どもの特徴

児童養護施設に入所する子どもは、虐待に限らず不適切な養育を受けた可能性が高いと推測されるため、児童養護施設に入所している子どもの特徴についても把握することにした。

はじめに、能力の高い領域として、小学生から中学生にかけて運動能力が高いことが示された。これは、スポーツの機会を多く設けている施設の特徴を示すものと考えられる。

一方、全学年に共通してみられる特徴としては、話すことばと社会的行動に関する能力の低さである。社会的行動において、課題を理解し処理する能力、手はずを整える能力が著しく低いことが示された。このことは、2つの事象の共通性を見つけ、上意の概念にまとめる認知面での弱さと関連していると考えられる。

また、経験を話す能力やことばを思い出す能力が低く、場面にあったことばを選べない傾向が示された。日頃、大人との会話で学校での出来事を話すというコミュニケーションの機会は、子どもが自分の気持ちを場面にあった形で表現することを学ぶ機会につながるものと考えられるが、家庭でも施設においてもそのような機会は少なかったものと考えられる。中・高校生においても年齢相応の能力に発達していないことから、友人関係とのコミュニケーションや自立に向けても重要な課題と考えられる。

学年別にみると、小学生においては、新しい状況に適応する能力、注意力の低さがみられるなど、家庭や施設においても第一に自分の安全を守るという虐待を受けた子どもの特徴と一致した傾向も見られた。

学年が上がるにつれて、人の気持ちを理解できず、粗野な行動をとってしまうなど、心遣いが低いことも示された。相手の気持ちを理解するとき、感情の読み取りを行い、自分が知る感情の名前と照合させる過程をとる。自分の感情が分化されていない場合は、相手の感情を把握する時点でのアクセシビリティの悪さが予測される。この結果には別の解釈も可能である。感情を把握できいても、それをどのように表出するかは社会的スキルの問題といえる。また、この結果は、子どもの虐待の後年への影響について検討した杉山ら¹⁰⁾の攻撃的行動が加齢に従って増えるという報告と関連していることが予測されるが、この解釈には方法上の限界に起因する不明瞭

さが残る。今後、一般の児童を対象群として設ける必要性が課題として残った。

また、本研究のもう一つの問題点として、本研究は縦断研究ではないことがあげられる。そのため、たとえば、社会生活に必要な能力の獲得は生活年齢が上がるにつれて、低下傾向にあるという結果の解釈には方法上の限界に起因する不明瞭さが残る。今後の研究方法上の課題として、縦断研究の必要性を書き添えておきたい。

II. 児童養護施設における被虐待児のケアの試案

児童養護施設における被虐待児のケアについて、1. 子どもたちに日常的にすること、2. 子どもたちに特別にすること、3. 職員研修の3点を考察する。

1. 子どもたちに日常的にすること

（1）日常生活を営むためのスキルを教える

I. 調査研究の結果、被虐待児は日常生活の中で年齢相応にできないことが多いことが明らかになった。これは、身体的虐待であろうとネグレクトであろうといずれの虐待においても、日常生活を営むためのスキルを学ぶチャンスが少なかったであろうことを考えれば当然のことである。そこで、被虐待児には、日常生活に必要なスキルを教える必要がある。いわゆるしつけである。その際、その子どもの実年齢にこだわらないこと、行動観察を注意深く行うことが大切である。できること、できないことをはっきり把握するためである。また、「この年になんてできない」などとバカにしたような気持ちは他の指導をする際にも影響を与えてしまうので決して持つべきではない。また、どの子どももいつかは施設を出るのである。その際に頼りになる保護者や大人が身近にいるとは限らず、ひとり立ちをしなければならない場合のほうが多い。そのためにも子どもたちには自立するに十分なスキルが身についていなければならない。これは、これまでも児童養護施設の職員が行ってきたことである。今後も子どもの在り様を注意深く観察し、必要なことを必要なだけ教えていく必要がある。

（2）生活場面の治療的な組織化

西澤¹¹⁾は、生活場面を治療的に組織化する環境療法が必要であると述べている。環境療法とは、さまざまな職員が、生活場面でみられる子どもの不適応行動に対して治療的に関わることである。日常生活の中のそのよう

な視点は、被虐待児の支援に欠かせないものだと思われる。施設内では常に、複数の子どもたちや職員がいる。そういった環境では、被虐待児の特徴である虐待の再現化や愛着障害などに関連した人間関係のトラブルは日常的に起こるはずである。直接トラウマにかかわらなくても、日常生活の中で起こったことについて、その意味を考え、治療的にかかわることは子どもの安定につながると考える。これは、職員だけでは大変困難な作業であろう。職員は子どもと同じ場にいるために容易に巻き込まれてしまうからである。それを一因として最悪の場合、施設内虐待が起きてしまうのではないだろうか。そこで、これには客観的な心理職の支援が必要となろう。第三者の立場から日常生活に心理学的な見方を導入するのである。村瀬¹²⁾も虐待を受けた子どもたちが真にケアされるには、生活を共にする大人たちによって補助自我的に支えられることが必要になるとしている。例えば、人間関係のトラブルの間に大人が入り、双方の子どものうまく言えない気持ちを後押しし、言い方を教え、会話を続けさせるのである。これらのような介入をするためには、職員と心理職との間で子どもについての見立てや治療過程の展開についての理解、日常生活の様子についての情報を共有していかなければならない。

もちろん、心理職が面接室の中ではなく、生活場面でかかわることも考えられる。その場合には、子どもの不安は少ないだろうが、心理的な深いかかわりはできない。スタッフと同じ生活上のスキルの指導が主になるであろう。しかし、日常生活の中でのトラブルの意味を考え、そこに直接かかわることはできる。まさにそのときその場所でその子どもの補助自我になれるのである。

2. 子どもたちに特別にすること

（1）個別面接

子どもたちに特別にすることの第一は、心理職の行う個別の面接であろう。面接室で行う1対1の面接は、心理職としては従来の方法である。これはトラウマを扱うにも大変有効である。しかし、専門機関で行う面接と異なるのは、面接の場が生活の場ととても近いことである。これでは心の切り替えが非常に困難であり、安心して心の深層に踏み込めない。また、面接後に保護者とともに家に帰っていかないことも異なる点である。これでは、毎回の面接後の別離が大きな影響を与えててしまうのではないだろうか。子どもとの距離のとり方が非常に難しくなる。面接のための安心できる場所の確保がこれから課題であろう。

心理職の面接については次のような点に留意する必要がある。A.A.Drewes etc.¹³⁾の指摘を参考にして8点を挙げる。

1) 安全であること

まず、面接室の中および面接の内容が安全であることである。森田¹⁴⁾は、心理療法という一定の守られた空間が怨みや憎しみといった抑圧されてきたネガティブな感情表現を保障し、感情表現の対象を安全な形で提供することが重要であると述べている。面接の場所、時間、物理的な環境、おもちゃ、ルールと制限、心理職の存在などでは、子どもにとって予測がつきやすいよういつも同じにする必要がある。そして、再びトラウマを受けないようゆっくり進めるとともに苦痛を伴い難しい材料を通して作業をするため、象徴的な避難所のような安全性が求められるのである。言い換えれば、その場には誰も何者も傷つけるものは何もないことを子どもに示さなければならない。例えば、毎週同じ曜日の同じ時間に同じ場所で行うのが理想的である。変更する場合には慎重にし、その後の子どもの様子にも気を配ることが必要である。そしてその子どもの前にその場所を使用した子どもの存在を示す形跡を残すべきではない。また、おもちゃなどをその場所以外に持ち出さなければならない。

2) 表現としての遊び

面接の内容はプレイセラピー、主に遊びとなるだろう。これは、情緒的・社会的な機能をより理解するようになるためにも必要なことである。また、遊び自体がトラウマの出来事につながる内容になる場合がある。特に、攻撃者との同一視と性的な行動には注意が必要であろう。いじめでも被害者がその後、加害者になることが多いことは知られている。現実では欠けている有能感やコントロール感を持つために攻撃者に投影るのである。そのようなときにはすぐに介入が必要であるが、遊びの中であれば、深刻になりすぎず、ストーリーの書き換えが比較的容易である。

3) 秘密保持

秘密保持は、プライバシー保護の点からも大切なことである。また、心理学的には、秘密の共有が安心を与え、信頼関係を築かせ、心の作業を進ませることになる。しかし、児童養護施設の場合は、スタッフとの情報の共有は必要なことである。スタッフ、心理職ともに専門職としての意識を持ち、チームとして秘密保持を行なわなければならない。

4) 自我の強化

児童養護施設で生活している子どもたちの多くが、虐待した親から引き離されたことを、「自分はどうしようもなく悪い子だから、親はとうとう自分を捨てたのだ」という「見捨てられ体験」として捉えており¹⁵⁾、自己評価は低い状態にある。そして、攻撃的な衝動を抑えなければならない場面で、破壊的になってしまふことが多い。このように、自我が容易に大きく揺れてしまうため、強化が必要となる。それには、トラウマの記憶やそれを思い出させるものによって引き起こされる不安や強い情動に対処する方法を教えることが必要である。自分で自分を落ちかせることができるようにすれば、なおよい。そして苦痛を伴う材料を気楽に扱えるようになるまで時間をかけることが必要である。そうすると言葉で表現し、話し合いもできるようになる。トラウマに影響されない自我を作ることが大切なのである。

5) 自己の感覚の修正

被虐待児は、自分が受けた否定的なメッセージが情緒的な強さを持って心に焼き付けられているので、静かに話すだけでは否定的な感情を変えられない。また、感情を表す言葉に乏しい。自信をつける、現実的な見方ができる、トラウマに影響されない自我を作ることが自己の感覚の修正につながる。また、感情を表す言葉を積極的に教える必要がある。これについては、ゲーム形式などで楽しく取り組む方法も考えられるだろう。

6) 他者との関係の修復と他者への愛着の構築

被虐待児はさまざまな喪失体験により、喪失には非常に敏感に反応する。一方、他者に近づくと感情が傷つくことを学習している。そのため、接点を感じ始めるとまた脅されていると感じ、行動化したり、逃走したり、攻撃して抵抗することがある。これが、スタッフへの攻撃や挑戦的態度の正体である。愛情や親密さの先に脅威を感じるのであるから、スタッフが子どもの心理を理解することの大いな妨げとなっている。この心理メカニズムを知って、根気強く人間関係の再構築を行わなければならない。

7) 希望を生み出すこと

被虐待児には肯定的な未来への感覚が必要である。しかし、子どもの育った環境では未来に対して、大人に対して希望が持てない。子どもの未来は可能性に満ちている。安定した日常生活を営むことができること、将来の職業を制限されないこと、大

人になることを恐れないことを子どもたちに期待したい。また、自分という存在を持ち、それが失われたり、奪われたりしないことを子どもが感じることが大切である。

8) 発達・障害・虐待に関する知識を持つこと

野津⁷⁾は、施設入所児童の発達指数は低く、被虐待児の場合はさらに低いと指摘している。それは特にネグレクトの子どもに顕著であった。また、被虐待児の多くは発達のバランスが悪く、養育環境が改善されても発達指数の改善は見られなかっただとしている。このような発達の状況を考えると、攻撃性や周囲の環境の変化に対応する力の弱さなどから起ると考えられる問題行動は発達のバランスと関係があるかもしれない。一方で、育てにくさから虐待が起こることを考えると、入所児童の中に何らかの障害を持っている子どもがいるということと子どもの発達と虐待との関係は無関係ではないであろう。それで、直接に当たっては、少なくとも発達、障害、虐待に関する知識を持ち、その対応についてある程度知っておく必要がある。

(2) そのほかの心理的なかかわり

グループ療法では、構成的グループ・エンカウンター¹⁶⁾や、集団でのコラージュ療法¹⁷⁾などがある。しかし、生活の中で同じ時間帯が使えなかったり、子どもによってはグループでは活動しにくかったりする場合がある。その場合には、構成的グループエンカウンターや自己分析のためのワークシートを掲示する方法がある。興味がある子どもは足を止めるので、そこをとらえて話をすることができます。また、子どものよく通りそうなところに掲示しておけば、日常会話の延長として話もできる。そして、必要があれば、個別の対応を考えればよいであろう。最近はワークシートもいろいろと開発され、わかりやすく、子どもに受け入れられやすいように工夫されている。これが自分というものに興味をもち、自分を表現するきっかけになると考える。

(3) 情報の共有

1) 個人プロフィール

児童養護施設では、個々の子どもについて記録がしっかりと管理されている。しかし、長期にわたって入所している子どもについては、その情報が膨大なものとなり、かえってわかりにくくなっている場合もある。特に、心理職に必要な情報がその膨大の中に埋もれてしまっている場合がある。それでは、

氏名 入所理由 退所条件 入所時の様子 本人特性 IQ 既往歴 家庭状況（経済など） 家族構成（同居者）<続柄／年齢／職業> 父（年月日生） 母（年月日生）	生年月日 年月日 虐待 身体・心理・性・ネグレクト その他 本児の生育歴 妊娠時 出産時 0才 1才 2才 3才 4才 5才 6才	家族の生育歴 父 母 兄弟姉妹
		本児の状況 家族・環境等
		10才
		11才
		12才
		13才
		14才
		15才
		16才
		17才
		18才

「図6」個人プロフィール

心理職の機能が十分に發揮されなくなってしまう。まず、心理職の注目する情報は、氏名・生年月日・入所理由・入所日・退所条件・入所時の様子・本人特性・IQ（他の心理検査の結果を含む）・既往歴・家庭状況・家族構成・家族の生育歴・本児の生育歴（入所してからのことも含む）などである。これを具体的に図6に示した。これらの情報を踏まえ、日常生活の情報があって、その子どもの理解が深まるのである。

2) 行動観察記録

被虐待児の中には、発達障害やパニックを起こす

など個別の特徴をつかまなくては指導の困難な子どもたちが多い。そして、その情報を担当職員だけでなく、他職員も把握しておく必要がある。また、逆に他職員が気づいたことを担当職員が知る必要がある。さらに、担当職員が変わった時の引継ぎも大切なことである。そこで情報を整理し、共有できるように、「どういうときに」、「どうしたら」、「どうなった」という情報を集めるのである¹⁸⁾。指導する際、「どうなった」ということを見逃しがちだが、それは重要な事柄である。そのようにたくさんの目で情報を集めると子どもの理解が深まり、子どももも安定

するように思われる。

3. 研修

児童養護施設に求められる役割の変化を踏まえ、職員は知識を増やしていくかなければならない。それらに関する研修が貴重な重要な機会となる。その研修には、子どもの発達や生活指導などに関するものだけではなく、知的障害や発達障害、精神医学に関するものも必要となろう。これには指導に役立つソーシャル・スキル・トレーニングも含む。また、最近の大きな課題は家族への支援だろう。家族療法や集団力動などの視点も必要とされるのではないだろうか。職員は日々の仕事で多忙ではあるが、これらの知識を得ることで、それらの仕事もよりスムーズに行なうことができるようになると考える。現在の児童養護施設には、様々なニーズがあるのである。

今後の課題

本研究では、児童養護施設に入所している被虐待児の日常生活の中での特徴を明らかにし、被虐待児への対応を考察した。今後は、これらの成果を生かし、実践を行ない、さらに児童養護施設における被虐待児へのよりよい対応を考えていきたい。

謝辞

本研究を行なうにあたり、お忙しい中調査を快く引き受けくださいました2カ所の児童養護施設の園長先生をはじめ職員の方々に深謝する。また、心理検査の分析を手伝ってくれた九州保健福祉大学大学院生 日吉克彦君、吉田病院の心理士 山中慎也氏にも感謝を申し上げる。

引用文献

- 1) 宮崎県児童福祉施設協議会：入所児童の動向に関する調査研究報告（児童養護施設・乳児院）：2005.
- 2) 西澤哲：虐待の心理的影響と子どもの心理療法. 小児の精神と神経 37 (2) : 137-143, 1997.
- 3) 田中陽子・長友真実・前田直樹・栗山和広・高山巖：児童養護施設における被虐待児への心理的ケアに関する研究, 九州保健福祉大学研究紀要第6号 : 95-103, 2005.
- 4) 旭出学園教育研究所・適正日本心理適正研究所：S-M社会生活能力検査. 日本文部科学社, 東京, 1980.
- 5) 森永良子・隱岐忠彦：P R S : The Pupil Rating Scale Revised. 文教資料教会, 東京, 1992. 6) 吉田敬子・武井庸郎・山下洋：精神医学領域における児童虐待に関する多元的評価の意義—被虐待児とその養育者への適切な心理社会的介入のために—. 児童青年精神医学とその近接領域 43 (5) : 498-525, 2002.
- 7) 野津牧：虐待が子どもの発達に与える影響—児童養護施設における発達検査結果の分析—. 厚生の指標 51 (6) : 1-6, 2004.
- 8) 奥山眞紀子：不適切な養育（虐待）と行動障害. 小児の精神と神経 40 (4) : 279-285, 2000.
- 9) 宮本信也：子ども虐待と崩壊性行動障害の関係. 平成10年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書 : 316-322, 1999.
- 10) 杉山登志郎・中村素子：発達的視点から見た子ども虐待の後年への影響とその治療—被虐待児の年齢による症状の違いと治療的対応を巡って—. 2001年度（安田生命社会事業団）研究助成論文集 (37) : 53-62, 2001.
- 11) 西澤 哲：虐待を受けたある幼児のプレイセラピー—トラウマ・プレイセラピーのあり方の模索—. 子どもの虐待とネグレクト 3 (2) : 234-242, 2001.
- 12) 村瀬嘉代子：児童虐待への理解（その3）傷ついたこころを受けとめ、共に育つ. 児童養護 28 (3) : 44-47, 1998.
- 13) A.A.Drewes,L.J.Carey,C.E.Schaefer: SCHOOL-BASED PLAY THERAPY. 安東末廣監訳：学校ベースのプレイセラピー. 北大路書房, 京都, 2004.
- 14) 森田喜治：「僕を引き取ってください」養護施設時の遊戯療法. 心理臨床学研究 8 (2) : 66-77, 1990.
- 15) 西澤 哲：虐待を受けた子どもへの初期対応—「虐待」と「見捨てられ体験」という二重のトラウマをめぐって—. 小児内科 27 (11) : 105-108, 1995.
- 16) 森田展彰・有薗博子・肥田明日香・末次幸子・黒田直明・林志光・鈴木志穂・中屋淑：児童養護施設における思春期児童を対象としたグループワーク. 子どもの虐待とネグレクト 5 (1) : 185-198, 2003.
- 17) 渡辺真由美：コラージュ療法による養護施設児の行動変化の研究. 応用社会学研究 12 : 49-76, 2002.
- 18) 黒沢幸子：指導援助に役立つスクールカウンセリング・ワークブック. 金子書房, 東京, 2002.